

第23期 第5回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和7年9月18日（木）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネットの間」

3 出席者

区分	職名	氏名
委員	会長 会長代理 委員 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 欠席委員 〃 〃	堀内精二 立石政男 古川今日志 川山光則 田村義夫 柴田武信 尾野明彦 黒滝洋子 伊藤大作 山縣勝彦 竹ヶ原公 永瀬めぐみ 富田重基 菊谷尚久 東信行
県側	水産振興課 鰺ヶ沢水産事務所 むつ水産事務所	副参事 所長 副所長
事務局	事務局長 主幹専門員 技師	三橋潤一郎 長谷川清 傳法利行

4 提出議案、審議結果

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

→原案どおり答申することに決定された。

5 議事の経過

堀内会長

それでは、ただ今から、第23期第5回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

御案内を差し上げたところ、委員の皆様には、御多忙の中、御出席をいただきまして感謝しております。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として議案1件、報告事項1件が予定されておりますので、委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながら、スムーズに進めて参りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日は委員数15名のところ、過半数を超える12名の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私の方からの指名でよろしいでしょうか。

委 員

（「異議なし」の声あり。）

堀内会長

異議なしとの声がございますので、それでは、今回の議事録署名人といたしまして、柴田委員と永瀬委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入ります。

議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。

事務局から説明をお願いします。

三橋事務局長

はい、会長。

堀内会長

はい。

三橋事務局長

それでは、議案第1号につきまして説明いたします。

議案第1号 資料1の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

のことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは、漁業法の規定に基づき、今回諮問があつたもので、詳細については、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

堀内会長

それでは、県から補足説明があればお願ひします。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 野月副参事

そうしましたら、議案第1号について、県の方から説明させていただきます。

めくっていただきて2ページ目を御覧いただければと思います。

前回からと同様に、漁業魚種、そして、漁業を営む者の資格と、または起業の認可すべき船舶等の数について説明させていただきます。

2ページ目の漁業魚種は、さめ固定式刺し網漁業でございます。

2段に分かれておりまして、上段は、小泊漁協の組合員18隻

下段が、下前漁協の1隻となっております。

続いて、3ページ目の方を御覧いただければと思います。

こちらは、なまこ潜水器漁業でございます。

操業区域は、西共第39号の共同漁業権漁場の区域ということで、資格としては、第39号の漁業権行使権者、後潟漁協1人が許可すべき数というふうになってございます。

概要は以上のとおりでございます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

堀内会長

事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見が

ありましたらお願ひします。

なお、発言は議事以外にわたらないよう、そして発言する際には、挙手のうえ、私の指名を受けた後、マイクを使用して御発言するようお願ひします。

皆さん、何か御質問、御意見はありませんか。

川山委員

はい。

これ、小泊、下前のことでの、これは、申請した隻数で、申請した船が全部許可なつたということでいいんでしょうか。

水産振興課 野月副参事

はい、会長。

堀内会長

はい。

水産振興課 野月副参事

こちらの隻数につきましては、いわゆるここで挙げております制限措置、一種の募集要項ということですので、最大隻数と捉えていただければ。

川山委員

最大隻数ですか。

水産振興課 野月副参事

はい。そうです。

川山委員

はい、分かりました。

堀内会長

その他、何か御質問、御意見はありませんか。

柴田委員

では、はい。

堀内会長

はい、どうぞ。

柴田委員

このサメっていえば、種類、アブラツノザメとか、種類について聞きたいと思います。

鰺ヶ沢水産事務所 田村所長

はい。

堀内会長

はい、どうぞ。

鰺ヶ沢水産事務所 田村所長

鰺ヶ沢水産事務所です。

主な種類としては、ア布拉ツノザメになると思います。

柴田委員

はい、分かりました。

堀内会長

他に御質問、御意見はありませんか。

それでは、御意見等がないようですので、議案第1号については、諮問のとおり決定したいと思いますが、御異議ございませんか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

堀内会長

それでは、議案第1号「漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）」は、諮問どおりと決定し、県知事に答申することにいたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任お願いいいたします。

それでは、次に報告事項「令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について」事務局から報告をお願いします。

三橋事務局長

それでは、説明いたします。

報告事項、資料1の1ページ目を御覧ください。

令和7年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動について

令和7年7月23日に実施され、8月15日に連合会の方から、その結果について

送付がありました。

次に資料2でございますが、これは、その内容をまとめたものとなっております。

なお、赤字部分につきましては、令和6年度から変更があった箇所でございます。

本委員会から要望が出され、連合会の要望事項として、関係機関に要望された事項について、若干、説明いたします。

まず、太平洋クロマグロの資源管理についてですが、これは、資料2の5ページから10ページまでが、その内容となっております。

本県からは、本委員会から要望が出されたものにつきましては、8ページ、2段に分かれておりますが、上段の方の2の②のアに係る部分が本委員会から出されたものとなっております。

定置網に入った小型魚を生かして放流する実用的な技術の確立を要望として提案しましたが、これがアの漁法ということで、連合会の方でまとめられ、これに対する水産庁の回答は「継続」で、その右側にある1及び2の回答となっております。

次に同じ8ページの下段、2の③のウの方では、資源管理に伴う減収対策を要望しておりますが、これに対しては、右の欄の2で引き続き予算の確保に努める旨の回答となっております。

続いて、ちょっと飛びまして10ページ

マグロの遊漁に対する監視・指導強化について要望していたところですが、これは、3として記載、まとめられております。

水産庁からは、右側の1から6までが回答となっておりまして、遊漁における採捕報告を3日以内から1日以内として迅速な報告を求めるとともに、採捕数量を毎月5トンとし、それを超える恐れがある場合は、直ちに採捕禁止としています。ということが1つ。

それから、広域漁場の指示違反には、直ちに裏付け命令を発出し、取締り対象としていること。

更には、令和8年4月からマグロの遊漁について、届出制を導入する予定であること。などが回答されております。

本委員会からのもう1つの要望事項でありました海洋環境の変化、変動に応じた資源管理等の推進について。これは、12ページの中段、1の④のところで要望と水産庁の回答がまとめられております。

また、他の部分につきましても、委員の皆様において一読をお願いしたいと思います。

事務局からの説明は以上でございます。

堀内会長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

御質問、御意見はありますか。

竹ヶ原委員

はい。

堀内会長

はい。どうぞ。

竹ヶ原委員

この報告事項の資料2の国からの回答というのは、事務局の方にいつ頃の段階で入ってきたのでしょうか。

三橋事務局長

これは、報告事項資料1の方にありますけれども、8月15日付けでうちの方にデータとして送られております。

竹ヶ原委員

というのは、今、こうやって渡されて、一読お願いしますと言われるよりも、事前に配付できるのであれば、配付を早めにしていただき、一読した上で、この場に参加した方が、意見の方ができるのかなというふうに感じたものですから、日程的に無理であれば仕方がないんですけど。

要望です。よろしくお願いします。

堀内会長

はい、分かりました。

その他、何か御質問、御意見はありますか。

はい、どうぞ。

川山委員

よく言われる、遊漁って出ているけども。遊漁とレジャーボートと、どういうふうに対応しているのですか。同じなんですか。

今、遊漁は5トンって出たんだけど。レジャーボートも全部、あれ遊漁の中に入っているんですか。どういうことなんでしょうね。

三橋事務局長

すみません、遊漁、要はマグロを趣味で釣ることですが、これは遊漁船、いわゆる遊漁船業の登録している遊漁船に乗って釣る場合も、レジャーボート、自分の船ですね。

レジャーべーとに乗って釣る場合も、マグロを獲るのは全て遊漁ということで扱っていますので、どの船に乗っても釣った場合は、次の日のうちに報告。それが、もう、全国で5トンを超えるようであれば、採捕禁止となっています。

川山委員

全然、部落さも入んねえで、勝手に、しょっちゅう釣りに歩いている人、目立つんだけども。

堀内会長

それは、川山さん、おっしゃるとおりです。

川山委員

あの人たち、報告してるんだが。いつも来る人、全然いないのに、周りの弘前だのあの辺から来て、もうそれらしきグループさ入っていない人たちが結構釣って。もう誰も行かないで、もう遊漁の枠、終わったつよって、誰も来なくなった時でも、マグロ、料理して分けてるんだよな。陸さあげてな、しかもな。

遊漁でなくて、レジャー船でただ遊びに行っているんだべがという。

堀内会長

同じですね。獲ればダメなんんですけど、中には、そういう人がいるんではないかと。

川山委員

注意するにも、例えば、警察とかさ連絡してもいいのか。堂々と道路にいて分けてるんだよな。

三橋事務局長

これ、広域漁調の指示ですので、警察に直接いっても、まだ取締りにはならないんですよ。ですから、一番は、国の広域の事務所ですけども。県の方でもいいですで、疑義情報として挙げていただければ、県から国に情報があがって、それをどういうふうにすることになって、直ちに、命令出すという形で取り扱っています。

それから、あと、1つ補足しますと、これ、去年あたりから広域漁調の方で、マグロ遊漁部会というのを作りました、ずっと話し合をしています。やっぱり、このプレジャーの人たちをどうするのか。遊漁船業の方は、漁業者の方が多いですし、登録もして、いろいろ規制がある中でやっているんだけど。プレジャーはどうするかということで、それもあって、来年の4月からは、プレジャーも含めた届出制をまず導入しようと。

いろいろ、全国の広域漁調でも、いっぱい、そういう遊漁の話は出てくるんですけど

ども。実態が掴めていないというのがまず1つあって。それと、それはどうしようかというのは、常に議論になっていきますので、もし委員がおっしゃるようなことがあれば、疑義情報でげていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

川山委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

堀内会長

それでは、その他、何か御質問、御意見はありませんでしょうか。

それでは、御質問、御意見等がないようですので、本日予定していた議事を全て終了し、以上、これをもちまして、第23期第5回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時46分